

労働者派遣事業に係わる各種情報

改正労働者派遣法に基づき、マージン率及び教育訓練の状況等について公開します。

1. 対象期間

2024年9月1日 ~ 2025年8月31日

2. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称：大阪支社				
拠点の所在地	大阪市淀川区西中島4-3-24 GATE TERRACE SHIN OSAKA 3F			
派遣労働者数	派遣先事業者数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの 平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの 平均)	マージン率 (①-②) ÷①
1	1	37,064円	22,240円	40.0%

- マージン率とは

派遣先より株式会社ソフテムに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

- マージンに含まれる費用

- > 法定福利費 : 社会保険（健康保険、厚生年金、介護保険）、
労働保険料（雇用保険、労働者災害補償保険）の事業主負担分の費用
- > 有給休暇費用 : 年次有給休暇取得時にかかる賃金
- > 交通費 : 派遣先までの定期代等の交通費
- > その他経費 : 労務管理費用、事務所費用、福利厚生費用、教育訓練費用、
退職金積立費用(在籍3年以上)、営業費用等

3. 教育訓練に関する事項

・情報セキュリティ教育 ・ビジネスマナー教育 ・I T、プログラミング基礎教育

・マインドスキル研修 ・コミュニケーションスキル研修 ・マネジメント研修 など

※各教育は派遣元が主体となり実施し、研修に係わる費用は全て当社で負担します。

また、研修期間中の賃金は全て支給されます。

※キャリアコンサルティングの窓口 : 06-6300-5710

4. その他参考と認められる事項

首都圏デジタル産業健康保険組合の福利厚生施設や、その他のサービスを受けられます。

5. 派遣労働者の待遇の決定に係わる労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している (協定書の有効期限 2026年3月31日)

- ・協定労働者の範囲 : (株)ソフテムで雇用し、横浜本社又は大阪支社にて取引先との
派遣就業契約を締結し、ソフトウェア開発技術を用いた業務に従事する社員